

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>子ども政策推進局にあつては子ども政策課に</u>、出納局にあつては会計課に限る。）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(使用料等の納付)</p> <p>第25条 使用料（授業料を除く。）、手数料、貸付料、売払代金及び交換差金（以下この項において「<u>使用料等</u>」という。）は、<u>次に掲げるものを除き</u>、前納しなければならない。</p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体が納付する使用料及び手数料のうち前納が困難なもの</u></p> <p>(2) <u>使用実績その他の実績に基づき納付する使用料及び手数料</u></p> <p>(3) <u>あらかじめ許可を受けた時間又はあらかじめ依頼を受けた時間等を超えて利用する等の場合の使用料及び手数料</u></p> <p>(4) <u>収納事務の委託に基づき納付する使用料等のうち前納が困難なもの</u></p> <p>(5) <u>生産物等の売払代金のうち前納が困難なもの</u></p> <p>(6) <u>その他その性質上前納が困難な使用料等</u></p> <p>2 略</p> <p>(代替証券による収納)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>出納局にあつては会計課に限る。</u>）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(使用料等の納付)</p> <p>第25条 使用料（授業料を除く。）、手数料、貸付料、売払代金及び交換差金は、<u>特に定める場合を除き</u>、前納しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(代替証券による収納)</p>

第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券（同条第3号に掲げる収入にあっては、第2号に掲げるものに限る。）でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があったときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合（第2号に掲げる証券で納付があった場合を除く。）においては、証券領収書（第10号様式）を、納入者に交付し、証券受払簿に登記の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。

(1)～(3) 略

（収納の特別の取扱い）

第34条の2 略

(1)～(5) 略

(6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用

(7) 略

2 略

（出納員等の釣銭及び両替金）

第40条 出納員又は収入取扱員は、釣銭及び両替金を必要とする場合においては、指定金融機関等に払い込むべき収入金のうちから、3万円以下の現金を留めておくことができる。

第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券（同条第3号に掲げる収入にあっては、第2号に掲げるものに限る。）でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があったときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合においては、証券領収書（第10号様式）を、納入者に交付し、証券受払簿に登記の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。

(1) 略

(2) 会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証券又は持参人払式の同銀行が発行する為替証書若しくは会計管理者又は指定金融機関等を受取人とする同銀行が発行する為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

(3) 略

（収納の特別の取扱い）

第34条の2 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第28条の規定による納入の通知をした次に掲げる歳入について、現金又は証券の納付を受けることができる。

(1)～(5) 略

(6) 略

2 略

（出納員等の釣銭及び両替金）

第40条 出納員又は収入取扱員は、次に掲げる歳入の収納について、釣銭及び両替金を必要とする場合においては、指定金融機関等に払い込むべき収入金のうちから、3万円以下の現金を留めておくことができる。

(1) 使用料及び手数料で直ちに収納するもの

(2) 入園料並びに催物の入場料金及びこれに伴うパンフレット類の販売代金

(3) 行政資料等の複写及び出力に要する費用

(4) 県が発行する史料集、目録、紀要等の販売代金

(5) 前各号に定めるもののほか、会計管理者が指定する歳入

2 略

(事前合議)

第52条 略

(1) 略

(2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料(児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。)

(3)~(8) 略

(公金の振替の手續)

第239条 取引店は、第100条第8項(第100条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による公金振替書の送付を受けたときは、直ちに公金を振り替え、公金振替済書(第79号様式)を会計管理者に送付しなければならない。

(指定金融機関等の備える帳簿)

第257条 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 略

エ 略

2 略

(事前合議)

第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員(東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。)に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為にあつては、この限りでない。

(1) 略

(2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。)

(3)~(8) 略

(公金の振替の手續)

第239条 取引店は、第100条第8項(第100条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による公金振替書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿に登記し、公金振替済書(第79号様式)を会計管理者に送付しなければならない。

(指定金融機関等の備える帳簿)

第257条 次の各号に掲げる者は、県の公金の収納及び支払に関し当該各号に定める帳簿を備え、所定の事項を登記しなければならない。

(1) 取引店

ア・イ 略

ウ 領収済通知書整理簿(第118号様式)

エ 略

オ 支払整理簿(第119号様式)

カ 略

キ 支払書受払簿(第120号様式の2)

(2) 略
ア・イ 略

(3) 略
ア・イ 略

ウ 略

(4) 取りまとめ店以外の指定代理金融機関の店舗
ア・イ 略

(5)・(6) 略
2・3 略

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
略	
警察本部会計課 の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）並びに香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部1の項に掲げる手数料（以下「行政不服審査法等関係手数料」という。）の収納 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の収納第34条の2第1項第7号に掲げる債権（警察本部の所掌に係るものに限る。）の収納
略	

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	政策課の収入 取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権のうち政策課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の 収納

(2) 取引店以外の指定金融機関の店舗
ア・イ 略

ウ 支払書受払簿

(3) 取りまとめ店
ア・イ 略

ウ 支払書受払簿

エ 略

(4) 取りまとめ店以外の指定代理金融機関の店舗
ア・イ 略

ウ 支払書受払簿

(5)・(6) 略
2・3 略

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
略	
警察本部会計課 の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用（以下「行政文書公開手数料等」という。）並びに香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部1の項に掲げる手数料（以下「行政不服審査法等関係手数料」という。）の収納 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の収納第34条の2第1項第6号に掲げる債権（警察本部の所掌に係るものに限る。）の収納
略	

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	政策課の収入 取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち政策課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の 収納

略		
税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子ども家庭課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第7号に掲げる債権（政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管	
略		
子ども家庭課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち子ども家庭課の所掌に係るもの及び児童扶養手当の過誤払による返納金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
港湾課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権のうち港湾課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
高校教育課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権のうち高校教育課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
略		
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	港湾課の収入	第34条の2第1項第7号に掲げる債権の

略		
税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金（子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。）、老人・障害者居室等整備資金の償還金（健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。）及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権（政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管	
略		
子育て支援課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち子育て支援課の所掌に係るもの及び児童扶養手当の過誤払による返納金（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
港湾課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち港湾課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
高校教育課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち高校教育課の所掌に係るもの（税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納	
略		
略		
所の出納員（県外出納員を除く。）	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
	港湾課の収入	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の

	取扱員	うち港湾の管理に係るもの（出納員並びに税務課及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納
略		
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる費用の収納及び子ども女性相談センターの同項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
	略	
川部みどり園の出納員	川部みどり園の収入取扱員	川部みどり園の第34条の2第1項第7号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	知事部局の課（会計課を除く。）の物品取扱員	当該各課（文化振興課にあつては文化芸術局、子ども政策課にあつては子ども政策推進局）の所掌に係る物品（広聴広報課県民センター及び所以外の出先機関の物品取扱員にその出納及び保管を委任した物品を除く。）の出納及び保管
略		

帳簿その他の様式

1・2 略		
目次		
様式番号	様式の名	関係条文
第1号～第117号 略		
第118号	削除	
第118号の2 略		
第119号	削除	
第120号 略		

	取扱員	うち港湾の管理に係るもの（出納員並びに税務課及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）の収納
略		
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	子ども女性相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
	略	
川部みどり園の出納員	川部みどり園の収入取扱員	川部みどり園の第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	知事部局の課（会計課を除く。）の物品取扱員	当該各課（文化振興課にあつては、文化芸術局）の所掌に係る物品（広聴広報課県民センター及び所以外の出先機関の物品取扱員にその出納及び保管を委任した物品を除く。）の出納及び保管
略		

帳簿その他の様式

1・2 略		
目次		
様式番号	様式の名	関係条文
第1号～第117号 略		
第118号	領収済通知書整理簿	同条
第118号の2 略		
第119号	支払整理簿	同条
第120号 略		

第120号の2 削除
 第120号の3～第135号 略

第4号様式 (第20条関係)

(日本工業規格A列4番)

調定伺書

決 裁							起案者				
							TEL				
課・所				調定番号			起案年月日				
							年 月 日				
所 属				登 録 者							
標 題 (納付目的)											
年 度 現・繰 予算計上課 会 計 款 項 目 節							調 定 額				円
							<input type="checkbox"/> 納入通知書 <input type="checkbox"/> 納付書				
							発行年月日		年	月	日
							納 期 限		年	月	日
納入者											
内 容											
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁	文 書 審 査		施行上の注意					
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課						
案 例文番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通数	文書日付	校合	公印	発送			
1											
2											
3											

備考 複数の科目に係る歳入の調定をしようとするとき、又は同一科目で複数の納入者に係る歳入の調定をしようとするときは、それぞれ科目又は納入者の内訳書を添付すること。

第120号の2 支払書受払簿 同条
 第120号の3～第135号 略

第4号様式 (第20条関係)

(日本工業規格A列4番)

調定伺書

決 裁							起案者				
							TEL				
課・所				調定番号			起案年月日				
							年 月 日				
所 属				登 録 者							
標 題 (納付目的)											
年 度 現・繰 予算計上課 会 計 款 項 目 節							調 定 額				円
							納入通知書又は納付書				
							発行年月日		年	月	日
							納 期 限		年	月	日
納入者											
内 容											
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁	文 書 審 査		施行上の注意					
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課						
案 例文番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通数	文書日付	校合	公印	発送			
1											
2											
3											

備考 複数の科目に係る歳入の調定をしようとするとき、又は同一科目で複数の納入者に係る歳入の調定をしようとするときは、それぞれ科目又は納入者の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第20条関係)

(日本工業規格A列4番)

減額調定伺書

決 裁							起案者			
							TEL			
課・所			調定番号		回数	起案年月日				
						年 月 日				
所 属			登 録 者							
標 題 (納付目的)										
年 度 現・繰 予算計上課 会 計 款 項 目 節	調 定 額		円							
	変更前調定額		円							
	変更後調定額		円							
	<input type="checkbox"/> 納入通知書 <input type="checkbox"/> 納付書									
	発行年月日		年	月	日					
納 期 限		年	月	日						
納 入 者										
内 容										
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁	文 書 審 査		施行上の注意				
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課					
案 例番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通数	文書日付	校合	公印	発送		
1										
2										
3										

備考 複数の科目に係る歳入の調定をしようとするとき、又は同一科目で複数の納入者に係る歳入の調定をしようとするときは、それぞれ科目又は納入者の内訳書を添付すること。

第5号様式 (第20条関係)

(日本工業規格A列4番)

減額調定伺書

決 裁							起案者			
							TEL			
課・所			調定番号		回数	起案年月日				
						年 月 日				
所 属			登 録 者							
標 題 (納付目的)										
年 度 現・繰 予算計上課 会 計 款 項 目 節	調 定 額		円							
	変更前調定額		円							
	変更後調定額		円							
	<input type="checkbox"/> 納入通知書 <input type="checkbox"/> 納付書									
	発行年月日		年	月	日					
納 期 限		年	月	日						
納 入 者										
内 容										
記号及び番号	分類記号	保存期間	決 裁	文 書 審 査		施行上の注意				
第 号		年	年 月 日	文書審査 主管課	主務課					
案 例番号	受 信 者	発 信 者	添付書類	通数	文書日付	校合	公印	発送		
1										
2										
3										

備考 複数の科目に係る歳入の調定をしようとするとき、又は同一科目で複数の納入者に係る歳入の調定をしようとするときは、それぞれ科目又は納入者の内訳書を添付すること。

第70号様式の3 (第209条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

歳入歳出外現金受入伺書

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			受入番号			起案年月日		
						年 月 日		
						決裁年月日		
						年 月 日		
所 属			登 録 者					
標 題 (納付目的)								
年 度 会 計 款						調 定 額		
所得税区分						円		
課税対象人員						<input type="checkbox"/> 納入通知書 <input type="checkbox"/> 納付書		
課税対象金額						発行年月日 年 月 日		
納 入 者								
内 容								

備考 複数の納入者に係る歳入歳出外現金の受入れをしようとするときは、納入者の内訳書を添付すること。

第70号様式の3 (第209条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

歳入歳出外現金受入伺書

決 裁							起案者	
							TEL	
課・所			受入番号			起案年月日		
						年 月 日		
						決裁年月日		
						年 月 日		
所 属			登 録 者					
標 題 (納付目的)								
年 度 会 計 款						調 定 額		
所得税区分						円		
課税対象人員						納入通知書又は納付書		
課税対象金額						発行年月日 年 月 日		
納 入 者								
内 容								

備考 複数の納入者に係る歳入歳出外現金の受入れをしようとするときは、納入者の内訳書を添付すること。

